

# 有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領

国土交通省 海事局

## 【目次】

### 第1章 凡例

### 第2章 まえがき

### 第3章 型式指定

- ・ 第3.1項～第3.7項 (旧 G8 型式指定)
- ・ 第3.8項～第3.14項 (新 G8 型式指定)

### 第4章 設備確認

- ・ 第4.1項～第4.3項 (旧 G8 設備確認)
- ・ 第4.4項～第4.6項 (新 G8 設備確認)

### 第5章 附則

附属書 [1] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (旧 G8) (妙)

附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新 G8) (妙)

附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目

【別紙 1-1】 英文証明書様式 (型式指定書) (旧 G8)

【別紙 1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8)

【別紙 2-1】 英文証明書様式 (設備確認書) (旧 G8)

【別紙 2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8)

【別紙 3-1】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効前)

【別紙 3-2】 型式の変更の承認書様式 (※条約発効後)

【別紙 4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例)

【別紙 5】 型式指定申請書様式 (記載例)

【別紙 6】 設備確認申請書様式 (記載例)

【別紙 7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効前)

【別紙 7-2】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約発効後)

【別紙 8-1】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効前)

【別紙 8-2】 型式の変更等の届出書様式 (※条約発効後)

【別紙 9-1】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効前)

【別紙 9-2】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約発効後)

改正年月日一覧表

	番 号	年 月 日
	国海査第 502 号	平成 27 年 3 月 2 日
1	国海査第 295 号	平成 28 年 9 月 8 日
2	国海査第 511 号	平成 29 年 3 月 3 日
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第 1 章 凡例

本通達で用いる法令等の名称については、次に掲げる略称を用いる。

- 条 約： 2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約
- 法： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  
(昭和 45 年法律第 136 号)
- 施行 令： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令  
(昭和 46 年政令第 201 号)
- 施行 規則： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則  
(昭和 46 年運輸省令第 38 号)
- 技術基準省令： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令  
(昭和 58 年運輸省令第 38 号)
- 検査規則： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則  
(昭和 58 年運輸省令第 39 号)
- 検査事務取扱要領： 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領
- 改正省令： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 81 号）附則  
※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の附則中、「附則（平成 26 年 10 月 9 日国土交通省令第 81 号）」に規定。

旧	G	8:	バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: MEPC.174 (58))
新	G	8:	バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8: MEPC.279 (70))

## 第2章 まえがき

本通達は、有害水バラスト処理設備の型式指定等に係る事務等について、業務要領を定めたものである。なお、本通達に記載されていない一般的事務の取り扱いについては、関連法令及び検査事務取扱要領によることとする。

## 第3章 型式指定

(条約が日本国において効力を生じる日(平成29年9月8日。以下同じ)までは、「型式指定」は「相当指定」と読み替えるものとする。以下同じ) なお、下記3.1から3.7までを旧G8の型式指定、3.8から3.14までを新G8の型式指定とする。

### 3.1 型式指定申請について (旧G8)

#### 3.1.1 申請書類【検査規則第1条の2の8関係(改正省令附則第6条関係)】

有害水バラスト処理設備(以下「BWMS」という。)の製造者等であって型式指定を受けようとする者に対し、次の(1)から(15)までの書類を提出させること。その際、(3)から(15)までの図書の一覧を記した図書目録を添付させること。

(1) 型式指定申請書(検査規則第1号の2の2様式(第1条の2の8関係))(別紙5参照)

※相当指定申請書は、改正省令附則第1号様式(附則第6条関係)によること(別紙4参照)。

(イ) 「型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式」欄のうち、名称は有害水バラスト処理設備の名称を(例. 国土交通 Ballast water management system)、型式は有害水バラスト処理設備の型式名を(例. MLIT-BW)記載されていること。

(ロ) 「型式指定を受けようとする時期」欄には、申請者が型式指定を受けようとする希望時期が記載されていること。

(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名(「旧G8」)、型式指定を受けようとするBWMSの処理方式が記載されていること。(例. 「処理方式: UV+Filter」など) また、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用するBWMSの場合、「活性物質を使用」と記載されていること。

(2) 手数料納付書(検査規則第20号様式(第45条関係))【検査規則第45条関係(改正省令第22条関係)】(別紙9-2参照)

※相当指定の手数料納付書は、検査規則第20号様式である(別紙9-1参照)。

(イ) 「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。

※相当指定の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当指定」と記載されていること。

(ロ) 所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表第1の3(第45条関係)又は別表第1の4(第45条関係)によること。

※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則別表第1(附則第22条関係)又は附則別表第2(附則第22条関係)によること。

- (3) BWMS の製造仕様書【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】
- (4) BWMS の形状及び構造を示す図面【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】
- (イ) BWMS の形状及び構造を示す図面に加え、一般的な配管図（ポンプ及びバラスト水採取口等を明記すること。）及び電子・電気機器配線図が含まれていること。
- (ロ) BWMS を構成する主要な機器の図面が含まれていること。
- (5) BWMS の性能、形状、構造及び材料並びに使用方法に関する説明書【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】
- 次の内容が含まれていること。
- ・使用上の制限事項
  - ・故障時の取り扱い
  - ・保守管理に関する事項
  - ・排出前の処理水の調整方法
  - ・廃物の管理及び処理方法
  - ・警報機能及び記録機能に関する事項
  - ・設置場所における注意事項
  - ・船舶の安全に必要な緊急時の取り扱い
  - ・活性物質を使用する場合における当該物質の保管及び補給に関する事項並びに使用方法
  - ・設置仕様
  - ・BWMS が設置される場所の特徴、配置、対象船舶の範囲（大きさ、タイプ、運用）に関する設置情報
  - ・その他 BWMS の特性に応じ必要と判断される内容
- (6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 2 号関係】
- 技術基準に適合していることを製造者等が自主検証した内容が含まれていること。ただし、既に外国政府から承認を受けている BWMS にあつては、旧 G8 ガイドラインに規定された環境試験、陸上試験及び船上試験の結果が提出されることで差し支えない。
- (7) BWMS の性能が水質及び処理流量等によって影響を受ける場合、その影響を説明する書類
- BWMS の性能が影響を受ける要因の例としては、塩分濃度、水温、堆積負荷、最小・最大処理流量等がある。ただし、BWMS の特性により影響を受ける要因は異なるため、BWMS の特性に応じて判断すること。
- (8) 船舶搭載時の設置検査に係る検査方案
- BWMS を船舶に搭載する際、当該 BWMS が型式指定を受けたときと同等の処理性能を有していることを確認するために行う検査の方法が提出されていること。当該方法には、BWMS の特性に応じた圧力試験及び効力試験等が含まれていること。
- (9) 型式指定試験計画書
- 3.2.1(1)から(3)までに定める環境試験、陸上試験及び船上試験の実施計画書が提出されていること。これらの計画書には、試験の日程、試験機関、試験設備並びに試験の手順及び方法等が記載されていること。ただし、既に外国政府から承認を受けている BWMS にあつて旧 G8 に規定された陸上試験、船上試験及び環境試験を実施しているものについては、当該結果をもって提出を省略することができる。
- (10) 生物等の分析手順及び方法並びに生物の生死判定及び計測方法を記載した書類
- 生物の最小寸法の決定方法（群体を形成する生物を含む。）、生存可能生物であることの判断基準（染色法による場合はその方法が明記されていること。）、細菌の培養方法、及び水質分析方法等が含まれていること。
- (11) 試験機関（分析機関を含む。）の品質管理体制及び設備に関する書類
- (イ) 試験機関が作成した品質管理計画書（QMP：Quality Management Plan）及び品質保

証プロジェクト計画書（QAPP：Quality Assurance Project Plan）が提出されていること。なお、QMP及びQAPPについては、JIS Q 17025:2005（ISO/IEC17025:2005）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」「4. 管理上の要求事項」及び「5. 技術的要求事項」を参考にすること。

- (ロ) 環境試験を実施する試験機関であって、昭和59年12月25日付け海査第287号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」に基づき、試験データを活用することができる試験機関として認められている場合、この書類の提出を省略することができる。
- (12) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】
  - (イ) 社内組織図（均一性確認検査を実施する部署及び管理責任を有する部署には、記号や枠線で識別してあること。）
  - (ロ) 均一性確認検査部門組織表（均一性確認検査を実施する組織、当該組織の職務分掌が分かるもの。）
- (13) 均一性確認検査の実施要領を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】
  - (イ) 品質管理工程表（均一性確認検査の全体の流れが分かるもの。）
  - (ロ) BWMSを構成する主要な機器のリスト（機器の名称、型式名、製造者名、ISO9001野取得有無を含めておくこと。）
  - (ハ) BWMSを構成する主要な機器を製造する際に行われる均一性確認検査（受入検査、製造中の検査（BWMSを構成する主要な機器を製造者等以外の者に製造させている場合（以下「外注している場合」という。）、製造中の検査については含まないこととして差し支えない）及び完成品検査）について、それぞれの検査の合否基準、検査の方法及び検査の記録が含まれていること。
  - (ニ) 均一性確認検査に使用する計測器具及び設備の一覧表並びに保守管理方法が含まれていること。
  - (ホ) 均一性確認検査の記録について、記録様式及び保存方法（保存期間、保存する部署等）が含まれていること
- (14) 申請者の会社概要（パンフレットで差し支えない。）及び定款
- (15) その他必要と判断される書類

### 3.1.2 申請先及び部数

申請先は、BWMSの製造者等の所在地を管轄する地方運輸局等とする。【検査規則第1条の2の18関係】

申請書類の部数は、3.1.1(1)から(15)までの書類を紙媒体で1部提出させ、3.1.1(3)から(15)までの書類を別途電磁的記録媒体において2部（うち1部は申請を受けた管海官庁で保管すること。）を提出させること。

### 3.1.3 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

地方運輸局等は、適正なものとして受付した申請書類（紙媒体1部及び電磁的記録媒体1部）を海事局検査測度課（以下「本省」という。）へ送付すること。

### 3.1.4 本省における書類審査

本省において申請書類を受付した後、申請書類の内容について、次のことに留意し書類審査を行うこと。

#### (1) 有害水バラスト処理設備技術基準【技術基準省令第40条の2関係】

「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《3》設計要件」に適合することを、提出された申請書類により確認すること。

(2) 均一性確認検査の内容

「附属書〔3〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。

3.2 型式指定試験について (旧 G8)

3.2.1 型式指定試験の実施【検査規則第1条の2の9関係】

3.1.1 (9)から(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の力量が適正であることを確認し、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(3)までの試験を実施すること。

なお、既に施行前試験合格証明書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受ける際に行われた G8 ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(3)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。

(1) 環境試験

(イ) 環境試験は、原則として、BWMS を構成する全ての電気・電子機器を対象とし、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《4》環境試験」に従い実施すること。

(ロ) 環境試験は、原則として、検査測度課長が指定する者の立会いの下で実施すること。なお、昭和 59 年 12 月 25 日付け海査第 287 号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」に基づき、試験データを活用することができる試験機関において試験を実施する場合、当該試験機関が発行する成績書をもって立会いに代えることができる。

(2) 陸上試験

(イ) 陸上試験は、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《5》陸上試験」に従い実施すること。

(ロ) 陸上試験は、原則として、検査測度課長が指定する者が立会い、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《5》陸上試験」に定める試験項目の他、次に掲げる事項を確認すること。なお、検査測度課長が認めた場合、試験が適切に実施されたことを写真等により記録 (BWMS の作動状況を含む。) し、報告することで立会いに代えることができる。

① 試験用タンク接続部の遮断

試験用タンクに試験水を注入した後、試験水以外の水が混入することを防ぐため、当該試験用タンクに接続された全ての注水・排水バルブ、ハッチ等が遮断されていること。

② サンプルボトルの封印

試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印すること。

③ 試験水の排出

試験用タンクから試験水を排出するまで、試験用タンク①の封印が維持されていること。

(3) 船上試験

(イ) 船上試験は、「附属書〔1〕 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《6》船上試験」に従い実施すること。

なお、申請された BWMS が活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が決議 MEPC.169(57)「PROCEDURE FOR APPROVAL OF BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS THAT MAKE USE OF ACTIVE SUBSTANCES(G9)」(以下「G9 ガイドライン」という。)に規定される Basic Approval を受けた後に本試験を開始すること。

- (ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取については、原則として、検査測度課長が指定する者が立会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印されたことを確認すること。なお、検査測度課長が認めた場合、試験が適切に実施されたことを写真等により記録（BWMS の作動状況を含む。）し、検査測度課長に報告することで立会いに代えることができる。
- (ハ) 条約が日本国について効力を生ずる日以降であって、船上試験を行う船舶が法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当しない場合、同項第 5 号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試験を開始すること。

### 3.2.2 型式指定試験における試験結果の報告

3.2.1(1)から(3)までに定める各試験が終了した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出させること。その際、紙媒体で 1 部、及び電磁的記録媒体で 2 部（うち 1 部は申請を受けた管海官庁に送付すること。）を提出させること。

なお、陸上試験及び船上試験の試験結果には、次の内容を含めさせること。

- (1) 各サンプルにおいて計測された水質データ（温度、塩分濃度、pH 値、溶存酸素濃度、溶存態有機炭素（DOC: Dissolved Organic Carbon）、粒子態有機炭素（POC: Particulate Organic Carbon）、総浮遊物質（TSS: Total suspended solids）、濁度等）
- (2) 各サンプルにおいて検出された生物の門及び種並びに数が記載されたリスト
- (3) 各サンプルにおいて検出された大腸菌群、大腸菌、腸球菌グループ、腸球菌、コレラ菌、毒素産生コレラ菌（血清型が O1 及び O139 に限る。）及び従属栄養細菌の集落数
- (4) 各サンプルにおいて採取した水量及びその濃縮後の水量並びに生物等の分析を行った検鏡量
- (5) 試験実施にあつて、培養した生物を使用した場合はその生物種
- (6) BWMS の処理性能に影響を及ぼすパラメーターに関する稼働記録（例：処理流量、UV 透過率、投入薬剤濃度、フィルターの差圧、総残留オキシダント（TRO: Total Residual Oxidants）濃度及び消費電力等）
- (7) 無効の試験サイクル、不成功の試験サイクル及び排出基準を満たすことができなかった試験サイクルの結果（不成功の試験サイクル及び排出基準を満たすことができなかった試験サイクルがあった場合、その原因を記した調査内容が含まれていること。）
- (8) 試験期間中に行われた BWMS の保守点検等（整備、保守、補修及び修理）の記録
- (9) 陸上試験にあつて、DOC、POC、TSS 及び塩分濃度を調整した場合、その調整方法及び調整のために使用した物質
- (10) 船上試験にあつては、以下の事項
  - (イ) 有害水バラスト取入及び排出時の水量、場所（港湾名又は位置情報）及びバラスト操作の記録（荒天に遭遇した場合の位置情報及び状況を含む）
  - (ロ) BWMS の制御及び監視装置の作動記録
- (11) その他必要と判断される事項

### 3.2.3 BWMS のスケールリング

3.2.1(3)に定める船上試験を実施した BWMS（以下「ベースユニット」という。）から、その処理能力を縮小又は拡大したもの（以下「スケールリングユニット」という。）を含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWM.2/Circ.33「Guidance on scaling of ballast water management systems」に従い、スケールリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケールリングユニットがベースユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認することで差し支えない。



### 3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について (旧 G8)

#### 3.3.1 均一性確認検査にかかる実地確認【法第 48 条第 6 項関係】

BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、法第 48 条第 6 項に基づき臨検し、3.1.1(12)及び(13)に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行う能力があることを確認すること。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。

### 3.4 型式指定後の事務処理について (旧 G8)

#### 3.4.1 型式指定書の交付【検査規則第 1 条の 2 の 11 関係】

申請書類の書類審査の結果、型式指定試験の結果及び均一性確認検査にかかる事項から、申請された BWMS が有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第 1 号の 2 の 3 様式に定める型式指定書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合には、当該証明書は返納させた上で、型式指定書を交付すること。

なお、申請された BWMS が活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が G9 ガイドラインに規定される Final Approval を受け、かつ、国際海事機関 (IMO) より要求された事項に対し措置が講じられていることが確認された後に、型式指定書を交付すること。

型式指定書の交付は、3.1.2 に定める地方運輸局等を経由して行うこと。

#### 3.4.2 英文証明書の交付

3.4.1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-1】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式指定を行った BWMS の特性に応じ、次のことを附属書に記載すること。

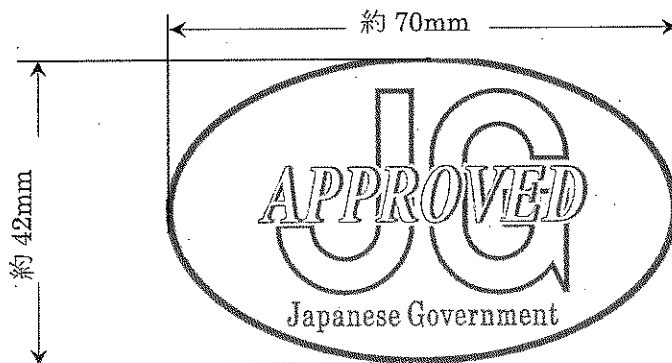
- (1) BWMS を使用及び設置する際に、課すべき制限事項 (例：温度範囲、塩分濃度範囲、使用圧力、処理流量、UV 透過率、投入薬剤濃度、TRO 濃度及び危険区域の設置等)
- (2) 3.2.1 に定める陸上試験及び船上試験の結果 (BWMS の処理性能に影響を及ぼすパラメーター (例：温度、塩分濃度、pH 値、溶存酸素濃度、DOC、POC、TSS、濁度、処理流量、UV 透過率、投入薬剤濃度、フィルターの差圧及び TRO 濃度等) を含む。)
- (3) BWMS を構成する主要な機器の仕様 (例：材料、最大使用圧力、使用温度範囲等) 及び製造者の名称
- (4) 承認図書一覧表
- (5) 同一型式であって、処理流量に応じた複数のモデルがある場合、それぞれのモデル名及びそれぞれのモデルに対応する定格処理能力 (TRC: Treatment Rated Capacity)
- (6) その他必要と判断される事項

#### 3.4.3 公示【検査規則第 1 条の 2 の 15 関係】

指定を行った型式について、型式指定番号、BWMS の型式並びに BWMS の製造者等の名称及び住所を官報に公示すること。

#### 3.4.4 承認図書の返却

型式指定を行った後、3.1.1(3)から(13)まで及び(15)の書類並びに 3.2.2 において提出された各試験成績書に対し、次の様式の承認印を押し申請者に返却すること。



### 3.4.5 IMO への通知

型式指定を受けたBWMSについて、決議MEPC.228(65)「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (仮訳) に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」に基づき、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの、又は、既に外国政府から承認を受けているものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。

## 3.5 変更承認 (旧 G8)

### 3.5.1 変更承認申請【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係 (改正省令附則第 10 条関係)】

検査規則第 1 条の 2 の 12 に基づき、指定を受けた型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をするときは、変更承認を受けなければならない。なお、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更とは、変更によって型式指定試験の結果に影響を及ぼす変更とする。

また、同条に定める「有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすもの」とは、有害水バラストの処理方法の変更等によって、BWMS が同一の型式とは認められないものに変更されることをいう。この場合、新たな型式として、検査規則第 1 条の 2 の 8 に定める型式指定の申請を行わせること。

### 3.5.2 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 12 (改正省令附則第 10 条第 1 項関係)】

BWMS の製造者等であって変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)から(4)までの書類を提出させること。

- (1) 変更承認申請書 (検査規則第 1 号の 2 の 4 様式 (第 1 条の 2 の 12 関係)) (別紙 7-2 参照)  
※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第 4 号様式 (附則第 10 条関係) によること (別紙 7-1 参照)。

3.1.1(1)に準じて記載されていること。

- (2) 手数料納付書 (検査規則第 20 号様式 (第 45 条関係))

※条約が日本国において効力を生じる日以降も、検査規則第 20 号様式によること。なお、条約が日本国において効力が生じる日までは別紙 9-1、生じる日以降は別紙 9-2 を参照のこと。

(イ) 「申請事項欄」には「変更承認」と記載されていること。

(ロ) 3.1.1 (2) (ロ) に準ずること。

- (3) 3.1.1 の申請書類(3)から(11)までの書類のうち変更に係るもの  
変更のあった書類には、改訂履歴が記載されていること。

(4) その他必要と判断される書類

3.5.3 申請先及び部数

3.1.2 に準じて処理すること。

3.5.4 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

3.1.3 に準じて処理すること。

3.5.5 本省における書類審査

本省において申請書類を受付した後、申請書類の内容について、その内容が適正であることを3.1.4 に準じて確認すること。

3.5.6 相当試験の実施【検査規則第1条の2の12第4項及び第5項関連】

3.2.1(1)から(3)までに定める試験について、変更によって結果に影響を及ぼすと判断される試験の全部又は一部を実施させること。

3.5.7 相当試験における試験結果の報告

3.2.2 に準じて処理すること。

3.5.8 変更承認後の事務処理

3.5.8.1 型式の変更の承認書を交付

申請書類の書類審査の結果及び相当試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合していると判断された場合、申請者に対して、「【別紙3】型式の変更の承認書様式」に定める型式の変更の承認書を交付すること。

3.5.8.2 英文証明書の再交付

3.4.2 において交付した英文証明書について、変更によって記載内容に変更が生じた場合、記載内容を変更したものを交付すること。その際、既に交付している英文証明書は返納させること。

3.5.8.3 公示【検査規則第1条の2の15関係】

変更承認を行った型式について、型式指定番号、BWMSの型式、製造者等の名称及び変更の内容を官報に公示すること。

3.5.8.4 承認図書の返却

3.4.4 に準じて処理すること。

3.6 変更等の届出及び失効（旧G8）

3.6.1 型式の変更等の届出【検査規則第1条の2の13関係】

指定を受けた型式について、検査規則第1条の2の13各号に該当する場合、当該内容を届け出なければならない。

また、同条第1号の届出は、原則として変更を実施しようとする期日の1ヶ月前までに行わせることとし、同条第2号から第5号までの届出は、原則として変更等の事実が生じた日から1ヶ月以内に行わせること。

3.6.2 届出の書類

変更等の届出を行おうとするBWMSの製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出さ

せること。

(1) 型式の変更等の届出書

「【別紙 8-2】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、3.1.1(1)に準じて記載されていること。なお、条約が日本国において効力を生じる日までは、別紙 8-1 の様式を参照すること。

(2) 3.1.1 の申請書類(3)から(15)までの書類のうち変更に係るもの（検査規則第 1 条の 2 の 13 第 3 号及び第 4 号に該当する場合は不要とする。）

変更のあった書類には、改訂履歴が記載されていること。

(3) その他必要と判断される書類

3.6.3 届出先及び部数

3.1.2 に準じて処理すること。

3.6.4 地方運輸局等における届出書類の受付及び進達

3.1.3 に準じて処理すること。

3.6.5 本省における書類審査

本省において申請書類を受付した後、申請書類の内容について、その内容が適正であることを 3.1.4 に準じて確認すること。

3.6.6 均一性確認検査の内容の現地確認

検査規則第 1 条の 2 の 13 第 5 号に定める変更であって、当該変更により均一性確認検査の実施状況を確認する必要があると判断された場合、BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、法第 48 条第 6 項に基づく臨検を行うこと。

3.6.7 届出受理後の事務処理

3.6.7.1 英文証明書の再交付及び返納

検査規則第 1 条の 2 の 13 第 1 号、第 2 号及び第 5 項に該当する場合にあっては、3.5.8.2 に同じ。検査規則第 1 条の 2 の 13 第 3 号及び第 4 号に該当する場合にあっては、3.4.2 において交付した英文証明書を返納させること。

3.6.7.2 公示【検査規則第 1 条の 2 の 15 関係】

検査規則第 1 条の 2 の 13 第 3 号及び第 4 号に該当する場合にあっては、失効された型式について、型式指定番号、BWMS の型式並びに製造者等の名称及び住所を官報に公示すること。

3.6.7.3 承認図書の返却

3.5.8.4 に同じ。

3.7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検（旧 G8）

3.7.1 均一性確認検査の記録の報告【法第 48 条第 1 項及び検査規則第 1 条の 2 の 10 関係】

検査規則第 1 条の 2 の 10 に定める均一性確認検査の記録について、製造者等に対し、その記録の写しを検査測度課長あて 1 年に 1 度、年度ごとにまとめ報告させること。なお、報告は、地方運輸局等を経由せず、検査測度課長あてに直接報告させること（対象は日本籍船に限る）。また、報告される記録の写しは電磁的記録媒体によりこれを提出しても差し支えない。

3.7.2 製造者等への定期的な臨検【法第 48 条第 6 項関係】

型式指定を受けた製造者等に対し、原則 5 年ごとに、均一性確認検査の実施状況を確認するための臨検を行うこと。臨検の時期については、型式指定を行った日から 5 年を超えない範囲であって検査測度課が指定する時期とすること。また、臨検を行う者は、原則として、検査測度課長が指定する者とするが、施行規則第 41 条第 3 項に基づき製造者等の所在地を管轄する地方運輸局等に委任しても差し支えない。

なお、書類等により均一性確認検査の実施状況が確認でき、臨検が必要ないと判断される場合にあっては、当該臨検を省略することが出来る。

### 3.8 型式指定申請について (新 G8)

#### 3.8.1 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 8 関係 (改正省令附則第 6 条関係)】

有害水バラスト処理設備 (以下「BWMS」という。)の製造者等であって型式指定を受けようとする者に対し、次の(1)から(15)までの書類を提出させること。その際、(3)から(15)までの図書の一覧を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧 G8 に基づき型式指定を取得している者が、新 G8 に基づく型式指定を取得する場合、提出書類は、新 G8 に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。

(1) 型式指定申請書 (検査規則第 1 号の 2 の 2 様式 (第 1 条の 2 の 8 関係)) (別紙 5 参照)  
※相当指定申請書は、改正省令附則第 1 号様式 (附則第 6 条関係) によること (別紙 4 参照)。

(イ) 「型式指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式」欄のうち、名称は有害水バラスト処理設備の名称を (例: 国土交通 Ballast water management system)、型式は有害水バラスト処理設備の型式名が (例: MLIT-BW) 記載されていること。

(ロ) 「型式指定を受けようとする時期」欄には、申請者が型式指定を受けようとする希望時期が記載されていること。

(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名 (「新 G8 (MEPC.279 (70))」、型式指定を受けようとする BWMS の処理方式 (例: 「処理方式: UV+Filter」) が記載されていること。  
なお、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用する BWMS の場合、「活性物質を使用」と記載されていること。

(2) 手数料納付書 (検査規則第 20 号様式 (第 45 条関係))【検査規則第 45 条関係 (改正省令第 22 条関係)】 (別紙 9-2 参照)

※相当指定の手数料納付書は、検査規則第 20 号様式である (別紙 9-1 参照)。

(イ) 「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。

※相当指定の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 73 号) 附則第 3 条第 1 項に規定する相当指定」と記載されていること。

(ロ) 所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表第 1 の 3 (第 45 条関係) 又は別表第 1 の 4 (第 45 条関係) によること。

※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則別表第 1 (附則第 22 条関係) 又は附則別表第 2 (附則第 22 条関係) によること。

(3) BWMS の製造仕様書【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】

少なくとも以下を含めること。

- ・BWMS の概要、性能要件、処理過程
- ・配管系統図 (ポンプ及びバラスト水採取口等を明記すること。)、電子・電気機器配線図及び監視システム図及びそれらに関する説明文書
- ・主要部品及び材料の詳細
- ・仕様、材料、シリアル番号を含め、試験に関わる全ての構成機器を示す装置のリスト
- ・設置仕様

- ・BWMS が設置される場所の特徴、配置、対象船舶の範囲（大きさ、タイプ、運用）に関する設置情報
  - ・BWMS における処理で発生した廃棄物の管理及び処理方法
- (4) BWMS の形状及び構造を示す図面【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】
- 少なくとも以下を含めること。
- ・BWMS の形状及び構造を示す図面
  - ・BWMS を構成する主要構成機器の図面
  - ・配管系統図（ポンプ及びバラスト水採取口等を明記すること。）、電子・電気機器配線図及び監視システム図
- (5) BWMS の使用方法、整備方法及び安全手順【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号関係】
- 少なくとも以下を含めること。
- ・BWMS の使用方法
  - ・警報機能及び記録機能に関する事項
  - ・BWMS の整備方法
  - ・故障点検手順
  - ・較正手順
  - ・BWMS の安全に関する情報（使用上の制限事項、設置場所における注意事項等を含む）
  - ・BWMS の故障時における未処理水の排出手順を含む適切な運用方法
  - ・船舶の安全に必要な緊急時の取り扱い
  - ・安全かつ効率的な運用に必要と考えられる付加的な情報
  - ・その他 BWMS の特性に応じ必要と判断される内容
- (6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第 1 条の 2 の 8 第 2 項第 2 号関係】
- 技術基準省令第 42 条の 2 第 1 項に係る BWMS の技術基準に適合している書類（新 G8 ガイドラインに規定された各種試験（環境試験、陸上試験、船上試験、再成長評価試験、温度試験）の結果及び BWMS の設計上のシステム制約（System Design Limitation : SDL）の検証結果）。ただし、既に外国政府から承認を受けている BWMS にあつては、技術基準に適合している書類が提出されることで差し支えない。
- (7) SDL の検証に係る書類
- 少なくとも以下を含めること。
- ・製造者は、BWMS の設計上、殺滅性能が変動しやすい全ての既知のパラメーターを特定し、各パラメーターについて BWMS の性能基準を達成できる最低値又は最高値を検証する方法（手法の出典、妥当性及び信頼性に関する情報）
  - ・SDL を検証するための試験結果（陸上試験、船上試験、ベンチスケール試験）。なお、既存データ又はモデルの活用といった手法を用いてもよいが、その場合、手法の出典、妥当性及び信頼性も報告すること。試験成績書には、3.11.2(1)で定めるパラメーターも参考とし、BWMS の SDL を申請者が提案する記載を含めること。
- (8) 船舶搭載時の設置検査に係る検査方案
- BWMS を船舶に搭載する際、当該 BWMS が型式指定を受けたときと同等の処理性能を有していることを確認するために行う検査の方法が提出されていること。当該方法には、BWMS の特性に応じた圧力試験及び効力試験等が含まれていること。
- (9) 生物等の分析手順及び方法並びに生物の生死判定及び計測方法を記載した書類
- 生物の最小寸法の決定方法（群体を形成する生物を含む。）、生存可能生物であることの判断基準（染色法による場合はその方法が明記されていること。）、細菌の培養方法、及び水質分析方法等が含まれていること。
- (10) 試験機関（分析機関を含む。）の品質管理及び品質保証体制等に関する次の書類
- (イ) 品質管理計画書（QMP：Quality Management Plan）
  - (ロ) 品質保証プロジェクト計画書（QAPP：Quality Assurance Project Plan）

QMP及びQAPPについては、JIS Q 17025:2005 (ISO/IEC17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」「4. 管理上の要求事項」及び「5. 技術的要求事項」を参考にすること。

(ハ) 試験/品質保証計画書 (TQAP : Test/Quality Assurance Plan)

TQAPについては、3.8.1(7)及び3.9.1(1)から(5)までに定める各試験の試験の日程、試験設備、試験の手順、方法等が記載されていること。

なお、環境試験を実施する試験機関であって、昭和59年12月25日付け海査第287号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」に基づき、試験データを活用することができる試験機関として認められている場合、上記(イ)及び(ロ)の書類の提出を省略することができる。

(11) 均一性確認検査に係る業務組織を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】

(イ) 社内組織図(均一性確認検査を実施する部署及び管理責任を有する部署には、記号や枠線で識別してあること。)

(ロ) 均一性確認検査部門組織表(均一性確認検査を実施する組織、当該組織の職務分掌が分かるもの。)

(12) 均一性確認検査の実施要領を記載した書類【検査規則第1条の2の8第2項第3号関係】

(イ) 品質管理工程表(均一性確認検査の全体の流れが分かるもの。)

(ロ) BWMSを構成する主要な機器のリスト(機器の名称、型式名、製造者名、ISO9001の取得有無を含めておくこと。)

(ハ) BWMSを構成する主要な機器を製造する際に行われる均一性確認検査(受入検査、製造中の検査(BWMSを構成する主要な機器を製造者等以外の者に製造させている場合(以下「外注している場合」という。)、製造中の検査については含まないこととして差し支えない)及び完成品検査)について、それぞれの検査の合否基準、検査の方法及び検査の記録が含まれていること。

(ニ) 均一性確認検査に使用する計測器具及び設備の一覧表並びに保守管理方法が含まれていること。

(ホ) 均一性確認検査の記録について、記録様式及び保存方法(保存期間、保存する部署等)が含まれていること

(13) 申請者の会社概要(パンフレットで差し支えない。)及び定款

(14) その他必要と判断される書類

### 3.8.2 申請先及び部数

申請先は、BWMSの製造者等の所在地を管轄する地方運輸局等とする。【検査規則第1条の2の18関係】

申請書類の部数は、3.8.1(1)から(14)までの書類を紙媒体で1部提出させ、3.8.1(3)から(14)までの書類を別途電磁的記録媒体において2部(うち1部は申請を受けた管海官庁で保管すること。)を提出させること。

### 3.8.3 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

地方運輸局等は、適正なものとして受付した申請書類(紙媒体1部及び電磁的記録媒体1部)を海事局検査測度課(以下「本省」という。)へ送付すること。

### 3.8.4 本省における書類審査

本省において申請書類を受付した後、申請書類の内容について、次のことに留意し書類審査を行うこと。

(1) 有害水バラスト処理設備技術基準【技術基準省令第40条の2関係】

「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《3》設計要件」に適合することを、提出された申請書類により確認すること。

(2) 均一性確認検査の内容

「附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考に、均一性確認検査の内容が適切であることを、提出された申請書類により確認すること。

### 3.9 型式指定試験について (新 G8)

#### 3.9.1 型式指定試験の実施【検査規則第 1 条の 2 の 9 関係】

3.8.1(7)、3.8.1 (10)及び(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の能力が適正であることを確認し、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(5)までの試験を実施すること。

なお、既に施行前試験合格証明書又は旧 G8 に基づく型式指定書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあつては、承認を受ける際に行われた G8 ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(5)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。

(1) 環境試験

(イ) 環境試験は、原則として、BWMS を構成する全ての電気・電子機器を対象とし、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《4》環境試験」に従い実施すること。

(ロ) 環境試験は、原則として、検査測度課船舶検査官その他検査測度課長が指示する者の立ち会いの下で実施すること。なお、昭和 59 年 12 月 25 日付け海査第 287 号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」に基づき、試験データを活用することができる試験機関において試験を実施する場合、当該試験機関が発行する成績書をもって立会いに代えることができる。

(2) 陸上試験

(イ) 陸上試験は、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《5》陸上試験」に従い実施すること。

(ロ) 陸上試験は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が立ち会い、(イ) の他、次に掲げる事項を確認すること。

① 試験用タンク接続部の遮断

試験用タンクに試験水を注入した後、試験水以外の水が混入することを防ぐため、当該試験用タンクに接続された全ての注水・排水バルブ、ハッチ等が遮断されていること。

② サンプルボトルの封印

試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印すること。

③ 試験水の排出

試験用タンクから試験水を排出するまで、試験用タンクの封印が維持されていること。

(3) 船上試験

(イ) 船上試験は、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《6》船上試験」に従い実施すること。

なお、申請された BWMS が活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が G9 ガイドラインに規定される Basic Approval を受けた後に本試験を開始すること。

(ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取については、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が立ち会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印されたことを確認すること。



(ハ) 条約が日本国について効力を生ずる日以降であつて、船上試験を行う船舶が法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当しない場合、同項第 5 号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試験を開始すること。

(4) 再成長評価試験

(イ) 再成長評価試験は、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《7》再成長評価試験」に従い実施すること。

(ロ) 再成長評価試験は、3.9.1 (2) (ロ) 又は 3.9.1 (3) (ロ) に準じ実施すること。

(5) 温度試験

(イ) 温度試験は、「附属書 [2] 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準《8》温度試験」に従い実施すること。

(ロ) 温度試験は、3.9.1 (2) (ロ) 又は 3.9.1 (3) (ロ) に準じ実施すること。

### 3.9.2 型式指定試験における試験結果の報告

3.8.1(9)の型式指定試験計画書に沿って、3.9.1(1)から(5)までに定める各試験が終了した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出させること。その際、紙媒体で 1 部、及び電磁的記録媒体で 2 部（うち 1 部は申請を受けた管海官庁に送付すること。）を提出させること。

なお、陸上試験及び船上試験の試験結果には、次の内容が含まれるようにすること。ただし、既に旧 G8 に基づき型式指定を取得している者が、新 G8 に基づく型式指定を取得する場合、提出書類は、新 G8 に伴う追加分の試験結果の提出のみとしてよい。

(1) 試験機関の名前及び住所（必要に応じて国内認証又は品質管理証書）

(2) 製造者の名前、BWMS の商品名

(3) 試験又は評価の日時及び場所

(4) 試験実施者、監督者、立会者の各人の氏名及び肩書

(5) 試験の導入及び背景など

(6) 試験設計、手法及び手順

(7) BWMS の全体像及び詳細部の写真

(8) 試験又は評価中に発生する損傷（変形を含む）の写真

(9) BWMS の運用時の安全要件、及び試験又は評価中に得られた安全に関連する知見

(10) 試験又は評価が、計画の要求通りに実施され、報告書に誤り、省略、虚偽の記載がないことの証明

(11) 試験結果にあつては、以下事項

- ・各サンプルにおいて計測された水質データ（温度、塩分濃度、pH 値、溶存酸素濃度、溶存態有機炭素（DOC: Dissolved Organic Carbon）、粒子態有機炭素（POC: Particulate Organic Carbon）、総浮遊物質（TSS: Total suspended solids）、濁度等）

- ・各サンプルにおいて検出された生物の門及び種並びに数が記載されたリスト

- ・各サンプルにおいて検出された大腸菌群、大腸菌、腸球菌グループ、腸球菌、コレラ菌、毒素産生コレラ菌（血清型が O1 及び O139 に限る。）及び従属栄養細菌の集落数

- ・各サンプルにおいて採取した水量及びその濃縮後の水量並びに生物等の分析を行った検鏡量

- ・BWMS の処理性能に影響を及ぼすパラメーターに関する稼働記録（例：処理流量、UV 透過率、投入薬剤濃度、フィルターの差圧、総残留オキシダント（TRO: Total Residual Oxidants）濃度及び消費電力等）

(12) 陸上試験にあつては、試験水の準備に係る以下の事項

(イ) DOC、POC、TSS 及び塩分濃度を調整した場合、その調整方法、調整のために使用した物質及び物質の評価

(ロ) 試験実施にあつて、培養した生物を使用した場合はその生物種、その生物の評価

(13) 船上試験にあつては、以下の事項

- (イ) 有害水バラスト取入及び排出時の水量、場所（港湾名又は位置情報）及びバラスト操作の記録（荒天に遭遇した場合の位置情報及び状況を含む）
- (ロ) BWMS の制御及び監視装置の作動記録
- (ハ) BWMS の総運転時間及び連続運転時間
- (14) 付録にあっては、以下事項
  - (イ) 試験計画及びデータは、少なくとも以下を含む
    - ・陸上試験に関して、試験水として、周囲の生物、培養された生物、混合された生物が用いられたかどうか（培養された生物種のレベル特定、及び、周辺生物の最も低い可能性の毒性レベルの特定等を含む）
    - ・船上試験に関して、正常運転中の間のシステムの運用パラメーター（例えば、薬剤濃度、UV 照射量、及び、利用可能であれば通常又は試験時の処理容量の下での BWMS の消費電力）
    - ・SDL に関して、全ての手順、方法、データ、モデル、結果、説明、所見、検証等
    - ・無効試験の情報
  - (ロ) QMP、QAPP、品質保証及び品質管理記録
  - (ハ) 交換されるあらゆる消耗構成物の記録を含む整備記録
- (ニ) 試験中に維持又は作られた関連する記録及び試験結果
- (15) その他必要と判断される事項

### 3.9.3 BWMS のスケーリング

3.9.1(3)に定める船上試験を実施したベースユニットから、スケーリングユニットを含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWM.2/Circ.33「Guidance on scaling of ballast water management systems」に従い、スケーリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケーリングユニットがベースユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認することで差し支えない。

## 3.10 均一性確認検査にかかる実地確認について（新 G8）

### 3.10.1 均一性確認検査にかかる実地確認【法第 48 条第 6 項関係】

BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が法第 48 条第 6 項に基づき臨検し、3.8.1(12)及び(13)に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行う能力があることを確認すること。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書 [3] 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。

## 3.11 型式指定後の事務処理について（新 G8）

### 3.11.1 型式指定書の交付【検査規則第 1 条の 2 の 11 関係】

申請書類の書類審査の結果、型式指定試験の結果及び均一性確認検査にかかる事項から、申請された BWMS が有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第 1 号の 2 の 3 様式に定める型式指定書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合には、当該証明書は返納させた上で、型式指定書を交付すること。型式指定書には、3.8.1(7)設計上の制約条件（SDL）を記載すること。

なお、申請された BWMS が活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が G9 ガイドラインに規定される Final Approval を受け、かつ、国際海事機関（IMO）より要求された事項に対し措置が講じられていることが確認された後に、型式指定書を交付すること。

型式指定書の交付は、3.8.2 に定める地方運輸局等を経由して行うこと。

### 3.11.2 英文証明書の交付

3.11.1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-2】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式指定を行った BWMS の特性に応じ、次のことを附属書に記載すること。

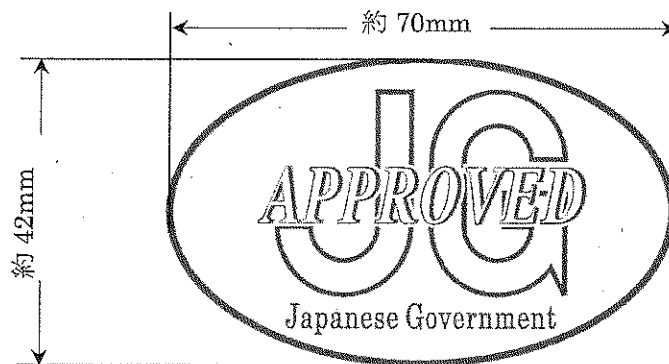
- (1) BWMS を使用及び設置する際に、課すべき制限事項（例：水温範囲、塩分濃度範囲、使用圧力、処理流量、UV 照射量、薬剤濃度、オキシダント濃度、タンク保持時間、水素生成量、塩素生成量、最大許容排出濃度、中和剤濃度、消費電力、TRO 濃度及び危険区域の設置等）
- (2) 3.9.1 に定める陸上試験及び船上試験の結果（BWMS の処理性能に影響を及ぼすパラメーター（例：温度、塩分濃度、pH 値、溶存酸素濃度、DOC、POC、TSS、濁度、処理流量、UV 照射量、薬剤濃度、フィルターの差圧及び TRO 濃度等）を含む。）
- (3) BWMS を構成する主要な機器の仕様（例：材料、最大使用圧力、使用水温範囲等）及び製造者の名称
- (4) 承認図書一覧表
- (5) 同一型式であって、処理流量に応じた複数のモデルがある場合、それぞれのモデル名及びそれぞれのモデルに対応する定格処理能力（TRC: Treatment Rated Capacity）
- (6) その他必要と判断される事項

### 3.11.3 公示【検査規則第 1 条の 2 の 15 関係】

指定を行った BWMS については、官報に公示する。

### 3.11.4 承認図書の返却

型式指定を行った後、3.8.1(3)から(13)まで及び(15)の書類並びに 3.9.2 において提出された各試験成績書に対し、次の様式の承認印を押し申請者に返却すること。



### 3.11.5 IMO への通知

型式指定を受けた BWMS について、決議 MEPC.228(65)「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、平成 23 年 11 月 21 日付国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮訳）に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」に基づき、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの、又は、既に外国政府から承認を受けている

ものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。

### 3.12 変更承認 (新 G8)

#### 3.12.1 変更承認申請【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係 (改正省令附則第 10 条関係)】

検査規則第 1 条の 2 の 12 に基づき、指定を受けた型式について、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更をするときは、変更承認を受けなければならない。なお、有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に影響を及ぼす変更とは、変更によって型式指定試験の結果に影響を及ぼす変更とする。

また、同条に定める「有害水バラスト処理設備技術基準に係る性能等に大きな影響を及ぼすもの」とは、有害水バラストの処理方法の変更等によって、BWMS が同一の型式とは認められないものに変更されることをいう。この場合、新たな型式として、検査規則第 1 条の 2 の 8 に定める型式指定の申請を行わせること。

#### 3.12.2 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 12 (改正省令附則第 10 条第 1 項関係)】

BWMS の製造者等であって変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)から(4)までの書類を提出させること。

- (1) 変更承認申請書 (検査規則第 1 号の 2 の 4 様式 (第 1 条の 2 の 12 関係)) (別紙 7-2 参照)  
※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第 4 号様式 (附則第 10 条関係) によること (別紙 7-1 参照)。

3.8.1(1)に準じて記載されていること。

- (2) 手数料納付書 (検査規則第 20 号様式 (第 45 条関係))

※条約が日本国において効力を生じる日以降も、検査規則第 20 号様式によること。なお、条約が日本国において効力が生じる日までは別紙 9-1、生じる日以降は別紙 9-2 を参照のこと。

(イ) 「申請事項欄」には「変更承認」と記載されていること。

(ロ) 3.8.1 (2) (ロ) に準ずること。

- (3) 3.8.1 の申請書類(3)から(11)までの書類のうち変更に係るもの  
変更のあった書類には、改訂履歴が記載されていること。

- (4) その他必要と判断される書類

#### 3.12.3 申請先及び部数

3.8.2 に準じること。

#### 3.12.4 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

3.8.3 に準じて処理すること。

#### 3.12.5 本省における書類審査

本省において申請書類を受け付けた後、申請書類の内容について、その内容が適正であることを 3.8.4 に準じて確認すること。

#### 3.12.6 相当試験の実施【検査規則第 1 条の 2 の 12 第 4 項及び第 5 項関連】

3.9.1(1)から(5)までに定める試験について、変更によって結果に影響を及ぼすと判断される試験の全部又は一部を実施させること。

#### 3.12.7 相当試験における試験結果の報告

3.9.2 に準じて処理すること。

### 3.12.8 変更承認後の事務処理

#### 3.12.8.1 型式の変更の承認書を交付

申請書類の書類審査の結果及び相当試験の結果から、申請された BWMS が有害水バラスト処理設備技術基準に適合していると判断された場合、申請者に対して、「【別紙 3-1】型式の変更の承認書様式」に定める型式の変更の承認書を交付すること。条約が日本国において効力が生じる日以降は、別紙 3-2 に定める型式の変更の承認書を交付すること。

#### 3.12.8.2 英文証明書の再交付

3.11.2 において交付した英文証明書について、変更によって記載内容に変更が生じた場合、記載内容を変更したものを交付すること。その際、既に交付している英文証明書は返納させること。

#### 3.12.8.3 公示【検査規則第 1 条の 2 の 15 関係】

変更承認を行った BWMS については、官報に公示する。

#### 3.12.8.4 承認図書の返却

3.11.4 に準じて処理すること。

### 3.13 変更等の届出及び失効（新 G8）

#### 3.13.1 型式の変更等の届出【検査規則第 1 条の 2 の 13 関係】

指定を受けた型式について、検査規則第 1 条の 2 の 13 各号に該当する場合、当該内容を届け出なければならない。

また、同条第 1 号の届出は、原則として変更を実施しようとする期日の 1 ヶ月前までに行わせることとし、同条第 2 号から第 5 号までの届出は、原則として変更等の事実が生じた日から 1 ヶ月以内に行わせること。

#### 3.13.2 届出の書類

変更等の届出を行おうとする BWMS の製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出させること。

##### (1) 型式の変更等の届出書

「【別紙 8-2】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、3.8.1(1)に準じて記載されていること。なお、条約が日本国において効力を生じる日までは、別紙 8-1 の様式を参照すること。

##### (2) 3.8.1 の申請書類(3)から(14)までの書類のうち変更に係るもの（検査規則第 1 条の 2 の 13 第 3 号及び第 4 号に該当する場合は不要とする。）

変更のあった書類には、改訂履歴が記載されていること。

##### (3) その他必要と判断される書類

#### 3.13.3 届出先及び部数

3.8.2 に準じて処理すること。

#### 3.13.4 地方運輸局等における届出書類の受付及び進達

3.8.3 に準じて処理すること。

#### 3.13.5 本省における書類審査

本省において申請書類を受付した後、申請書類の内容について、その内容が適正であることを 3.8.4 に準じて確認すること。

### 3.13.6 均一性確認検査の内容の現地確認

検査規則第1条の2の13第5号に定める変更であって、当該変更により均一性確認検査の実施状況を確認する必要があると判断された場合、BWMSの製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、法第48条第6項に基づく臨検を行うこと。

### 3.13.7 届出受理後の事務処理

#### 3.13.7.1 英文証明書の再交付及び返納

検査規則第1条の2の13第1号、第2号及び第5項に該当する場合にあっては、3.12.8.2と同じ。検査規則第1条の2の13第3号及び第4号に該当する場合にあっては、3.11.2において交付した英文証明書を返納させること。

#### 3.13.7.2 公示【検査規則第1条の2の15関係】

検査規則第1条の2の13第3号及び第4号に該当する場合にあっては、失効したBWMSについては、官報に公示する。

#### 3.13.7.3 承認図書の返却

3.12.8.4と同じ。

### 3.14 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検（新G8）

#### 3.14.8.1 均一性確認検査の記録の報告【法第48条第1項及び検査規則第1条の2の10関係】

検査規則第1条の2の10に定める均一性確認検査の記録について、製造者等は、その記録の写しを検査測度課長あて1年に1度、年度ごとにまとめ報告すること。報告は、地方運輸局等を経由せず、検査測度課長あてに直接報告させること（対象は日本籍船に設置されるものに限る）。また、報告される記録の写しは電磁的記録媒体によりこれを提出しても差し支えない。

#### 3.14.8.2 製造者等への定期的な臨検【法第48条第6項関係】

型式指定を受けた製造者等に対し、原則5年ごとに、均一性確認検査の実施状況を確認するための臨検を行うこと。臨検の時期については、型式指定を行った日から5年を超えない範囲であって検査測度課が指定する時期とすること。また、臨検を行う者は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者とする。

なお、書類等により均一性確認検査の実施状況が確認でき、臨検が必要ないと判断される場合にあっては、当該臨検を省略することが出来る。

## 第4章 設備確認

（条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認」と読み替えるものとする。以下同じ）なお、下記4.1から4.3までを旧G8の設備確認、4.4から4.6までを新G8の設備確認とする。

### 4.1 設備確認申請について（旧G8）

#### 4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係（改正省令附則第6条関係）】

BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付させること。

##### (1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））（別紙6参照）

※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）によること（別紙4参照）。

- (イ) 「受けようとする設備確認の種類」欄には、事前に申請者と本省とで調整の上、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号に規定する確認」又は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認」のいずれかを記載させること。
- (ロ) 3.1.1 (1) (イ) 及び (ロ) に準ずること。
- (ハ) 3.1.1 (1) (ハ) に加え、「備考欄」には、設備確認を受けようとするBWMSの製造番号(例:製造番号:123-456)を記載すること。
- (2) 手数料納付書(検査規則第20号様式(第45条関係))(別紙9-2参照)
  - ※相当確認の手数料納付書は、検査規則第20号様式である(別紙9-1参照)。
  - (イ) 「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。
    - ※相当確認の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。
  - (ロ) 3.1.1 (2) (ロ) に準ずること。
- (3) BWMSの製造仕様書【検査規則第1条の2第3項第1号関係】
- (4) BWMSの形状及び構造を示す図面【検査規則第1条の2第3項第1号関係】
  - 3.1.1 (4)に同じ。
- (5) BWMSの性能、形状、構造及び材料並びに使用方法に関する説明書【検査規則第1条の2第3項第1号関係】
  - 3.1.1 (5)に同じ。
- (6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第1条の2第3項第2号関係】
  - 3.1.1 (6)に同じ。
- (7) BWMSの性能が水質及び処理流量等によって影響を受ける場合、その影響を説明する書類
  - 3.1.1 (7)に同じ。
- (8) 船舶搭載時の設置検査に係る検査方案
  - 3.1.1 (8)に同じ。
- (9) 設備確認試験計画書
  - 3.1.1 (9)に同じ。
- (10) 生物等の分析手順及び方法並びに生物の生死判定及び計測方法を記載した書類
  - 3.1.1 (10)に同じ。
- (11) 試験機関(分析機関を含む。)の品質管理体制及び設備に関する書類
  - 3.4.1 (11)に同じ。
- (12) その他必要と判断される書類

#### 4.1.2 申請先及び部数

申請先は、有害水バラスト処理設備の設備確認を受けようとする申請者の所在地を管轄する地方運輸局等とする。

申請書類の部数は、4.1.1(1)から(12)までの書類を紙媒体で1部提出させ、4.1.1(3)から(12)までの書類を別途電磁的記録媒体において2部(うち1部は申請を受けた管海官庁で保管すること。)を提出させること。

#### 4.1.3 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

3.1.3 に同じ。

#### 4.1.4 本省における書類審査

3.1.4 ((2) の内容を除く。) に準じて行うこと。

#### 4.2 設備確認試験について (旧 G8)

##### 4.2.1 設備確認試験の実施【検査規則第 1 条の 2 の 2 関係】

3.2.1 に準じて行うこと。

##### 4.2.2 設備確認試験における試験結果の報告

3.2.2 に同じ。

#### 4.3 設備確認後の事務処理について (旧 G8)

##### 4.3.1 設備確認書の交付【検査規則第 1 条の 2 の 3 関係】

申請書類の書類審査及び設備確認試験の結果から、申請された BWMS が有害水バラスト処理設備技術基準に適合しているものと判断された場合、申請者に対して、検査規則第 1 号の 2 様式に定める設備確認書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合には、当該証明書は返納させた上で、本設備確認書を交付すること。

なお、申請された BWMS が活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が G9 ガイドラインに規定される Final Approval を受け、かつ、国際海事機関 (IMO) より要求された事項に対し措置が講じられていることが確認された後に、設備確認書を交付すること。

設備確認書の交付は、4.1.2 に定める地方運輸局等を経由し行うこと。

##### 4.3.2 英文証明書の交付

4.3.1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-1】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.4.2 に準じて処理すること。

##### 4.3.3 承認図書の返却

3.4.4 に準じて処理すること。

#### 4.4 設備確認申請について (新 G8)

##### 4.4.1 申請書類【検査規則第 1 条の 2 関係 (改正省令附則第 6 条関係)】

BWMS の設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧 G8 に基づき設備確認を取得している者が、新 G8 に基づく設備確認を取得する場合、提出書類は、新 G8 に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。

(1) 設備確認申請書 (検査規則第 1 号様式 (第 1 条の 2 関係)) (別紙 6 参照)

※相当確認申請の場合、改正省令附則第 1 号様式 (附則第 6 条関係) によること (別紙 4 参照)。

(イ) 「受けようとする設備確認の種類」欄には、事前に申請者と本省とで調整の上、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 17 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する確認」又は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 17 条の 2 第 3 項に規定する同条第 2 項第 1 号の確認に相当する確認」のいずれかを記載させること。

(ロ) 3.8.1 (1) (イ) 及び (ロ) に準ずること。

(ハ) 3.8.1 (1) (ハ) に加え、「備考欄」には、設備確認を受けようとする BWMS の製造番号 (例、製造番号：123-456) を記載すること。

(2) 手数料納付書 (検査規則第 20 号様式 (第 45 条関係)) (別紙 9-2 参照)

※相当確認の手数料納付書は、検査規則第 20 号様式である (別紙 9-1 参照)。

(イ) 「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。

※相当確認の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の



一部を改正する法律(平成26年法律第73号)附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。

(ロ) 3.8.1 (2) (ロ) に準ずること。

(3) BWMS の製造仕様書【検査規則第1条の2第3項第1号関係】

3.8.1 (3)に同じ。

(4) BWMS の形状及び構造を示す図面【検査規則第1条の2第3項第1号関係】

3.8.1 (4)に同じ。

(5) BWMS の使用方法、整備方法及び安全手順【検査規則第1条の2第3項第1号関係】

3.8.1 (5)に同じ。

(6) 技術基準に適合していることを説明する書類【検査規則第1条の2第3項第2号関係】

3.8.1 (6)に同じ。

(7) SDL の検証に係る書類

3.8.1 (7)に同じ。

(8) 船舶搭載時の設置検査に係る検査方案

3.8.1 (8)に同じ。

(9) 生物等の分析手順及び方法並びに生物の生死判定及び計測方法を記載した書類

3.8.1 (9)に同じ。

(10) 試験機関(分析機関を含む。)の品質管理及び品質保証体制等に関する次の書類

3.8.1 (10)に同じ。

(11) その他必要と判断される書類

#### 4.4.2 申請先及び部数

申請先は、有害水バラスト処理設備の設備確認を受けようとする申請者の所在地を管轄する地方運輸局等とする。

申請書類の部数は、4.4.1(1)から(11)までの書類を紙媒体で1部提出させ、4.4.1(3)から(11)までの書類を別途電磁的記録媒体において2部(うち1部は申請を受けた管海官庁で保管すること。)を提出させること。

#### 4.4.3 地方運輸局等における申請書類の受付及び進達

3.8.3 に同じ。

#### 4.4.4 本省における書類審査

3.8.4 ((2) の内容を除く。) に準じて行うこと。

### 4.5 設備確認試験について(新G8)

#### 4.5.1 設備確認試験の実施【検査規則第1条の2の2関係】

3.9.1 に準じて行うこと。

#### 4.5.2 設備確認試験における試験結果の報告

3.9.2 に同じ。

### 4.6 設備確認後の事務処理について(新G8)

#### 4.6.1 設備確認書の交付【検査規則第1条の2の3関係】

申請書類の書類審査及び設備確認試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合しているものであると判断された場合、申請者に対して、検査規則第1号の2様式に定める設備確認書を交付すること。既に申請者が施行前試験合格証明書を取得していた場合には、当該証明書は返納させた上で、本設備確認書を交付すること。

なお、申請されたBWMSが活性物質を使用する方法により有害水バラストの処理を行う場合、当該活性物質が G9 ガイドラインに規定される Final Approval を受け、かつ、国際海事機関 (IMO) より要求された事項に対し措置が講じられていることが確認された後に、設備確認書を交付すること。

設備確認書の交付は、4.1.2 に定める地方運輸局等を経由し行うこと。

#### 4.6.2 英文証明書の交付

4.6.1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-2】英文証明書様式」に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.11.2 に準じて処理すること。

#### 4.6.3 承認図書の返却

3.11.4 に準じて処理すること。

### 第5章 附則

#### 5.1 施行期日

##### 5.1.1 型式指定及び設備確認の適用

第3章及び第4章の取り扱いについては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第1条に定められるとおり、条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

#### 5.2 経過措置

##### 5.2.1 相当指定及び相当確認の取り扱い

改正法の施行日前における改正法附則第3条に定める相当指定及び相当確認の取り扱いについては、第3章及び第4章に準じて行うこと。

##### 5.2.2 旧 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い

旧 G8 による設備の承認は、新 G8 ガイドラインに関する採択決議 (MEPC.279 (70)) において、平成30年10月27日までとされているので、同申請は、事務処理に要する期間を勘案し、平成30年7月13日までとする。